平成２５年（ヒ）第２０９８号
東京都中央区日本橋小伝馬町２番８号新小伝馬町ビル９階
清算株式会社　株式会社三上管理
代表清算人　石井　利明
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　別紙記載の協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、別紙記載の協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、別紙記載の協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、別紙記載の協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２６年（ミ）第１号
佐賀県鳥栖市酒井西町789番地１
開始前会社　鳥栖観光開発株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
平成26年５月26日
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

平成２６年（ミ）第１号
佐賀県鳥栖市酒井西町789番地１
開始前会社　鳥栖観光開発株式会社
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区北浜３丁目７番12号　京阪御堂筋ビル８階　弁護士　木村圭二郎
平成26年５月26日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２６年（再）第１号
香川県坂出市林田町4285番地298
再生債務者　株式会社多田製作所
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　高松市天神前８－１　横山ビル２階　白井一郎法律事務所　弁護士　白井　一郎
平成26年５月26日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第１号
大阪市西区江戸堀３丁目１番31号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区江戸堀２丁目７番15号
再生債務者　大倉ケミテック株式会社
特別調査期間　平成26年６月23日から平成26年６月26日まで
平成26年５月26日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
福岡県福岡市東区名島４丁目８番28号
再生債務者　株式会社フレッシュ
1　決議に付する計画案　平成26年５月２日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年７月３日午後４時
⑵　会議の目的事項　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年６月26日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年６月26日
平成26年５月26日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１号
秋田県能代市字仙遊長根24番地５　レジデンスせんゆう101号
再生債務者　森岡　聖太
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月１日から平成26年７月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（再イ）第５０号
名古屋市瑞穂区瑞穂通１丁目４番地の２　ライブ桜山510号
再生債務者　早川　徳子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月24日から平成26年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第５号
北海道室蘭市知利別町４丁目19番24号
再生債務者　佐藤　俊行
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月２日から平成26年７月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２６年（再イ）第３号
山形県米沢市下花沢３丁目４番35号
再生債務者　島貫　嘉彦
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月２日から平成26年７月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（再イ）第１０号
静岡県沼津市新宿町17番地の７　メゾン・ド・フリーゼ302号室
再生債務者　石川　基司
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月30日から平成26年７月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（再ロ）第１１号
神戸市東灘区御影塚町２丁目19番13号
再生債務者　元榮誠一郎
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月30日から平成26年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再ロ）第２号
奈良県奈良市西登美ヶ丘６丁目２番８号
再生債務者　寺下　嘉人
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月１日から平成26年７月15日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第１３号
岡山市東区金岡西町865番地５
再生債務者　森下　健二
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月２日から平成26年７月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２号
北海道野付郡別海町西春別59番地の９
再生債務者　中村　拓二
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月８日から平成26年７月29日まで
釧路地方裁判所根室支部再生係